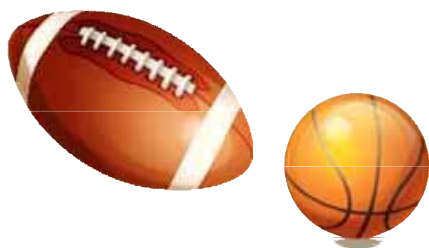




2011年度
「学生スポーツ・文化等活動援助金」
説明会資料



立命館大学 学生オフィス

スポーツ強化オフィス

2011年度 「学生スポーツ・文化等活動援助金」 執行基準

【目次】

I. はじめに	p 1
II. 2011年度 学生スポーツ・文化等活動援助金の考え方	p 1
III. 2011年度 学生スポーツ・文化等活動援助金予算	p 1
IV. 2011年度 学生スポーツ・文化等活動援助金の執行方法について	p 2
1. 用具費	p 2
2. 活動援助費	p 3
(1) 遠征費補助	p 3
(2) 運搬費補助	p 3
(3) 練習場使用料補助	p 3
(4) 保険料補助	p 4
(5) 印刷費補助	p 4
3. 積立金	p 4
4. 特別強化費	p 4
5. 予備費	p 4
V. 申請から出金までの流れ	p 5
VI. 見本一覧	
(別紙1) 学生スポーツ・文化等活動援助金(用具費)申請書	
(別紙2) 行事決算書	
(別紙3) 学生スポーツ・文化等活動援助金 遠征費補助計算表	
(別紙4) 大学財政支援制度 出金依頼書	

I. はじめに

「学生スポーツ・文化等活動援助金」は、学生の自治活動・課外活動を通じた人格形成や、集団の中での社会性・組織性・リーダーシップの育成など、その教育的意義を高く評価し、自主的諸活動の教育的意義を踏まえて、大学が学友会公認団体および学生プロジェクト団体（BKC）に対して財政面から活動を支援する補助金制度です。

また、みなさんの課外・自主活動に対する援助には、活動援助金以外にも、1999年度の全学協議会の論議を受け、課外・自主活動に対する育英的奨励制度を2000年度より実施し、その規模は年々拡大しています。各部の予算、学友会費と大学からの活動援助金ほかの財政援助とを有効に活用し、皆さんの団体の目標達成や活動の発展を目指してください。また、多くの学生や父母、教職員、学園関係者、校友の方々から支援される活動を目指してください。

II. 2011年度学生スポーツ・文化等活動援助金の考え方

1. 学友会活動全般、とりわけ学生団体の活動の中で活性化と高度化の観点から、援助金はその活動にとって明確に有効性を持つものに対して援助を行う。
2. 団体の活動状況と過年度の到達点を踏まえ、①用具費、②活動援助費（遠征費補助、運搬費補助、練習場使用料補助、保険料補助、印刷費補助）、③積立金、④特別強化援助費、⑤予備費、⑥施設運営費を予算化します。

III. 2011年度学生スポーツ・文化等活動援助金予算

用具費	¥	12,000,000
活動援助費	¥	21,700,000
遠征費	¥	16,000,000
運搬費	¥	1,500,000
練習場	¥	3,500,000
保険料	¥	200,000
印刷費	¥	500,000
積立金	¥	435,000
特別強化援助費	¥	4,000,000
施設運営費	¥	1,500,000
予備費	¥	1,165,000
計	¥	40,800,000

IV. 2011 年度学生スポーツ・文化等活動援助金執行方法について

1. 用具費

【執行基準】

対象団体：学友会・自治会・中央事業団体・各本部公認団体・学生プロジェクト団体（BKC）

補助上限：一件あたり 1 万円を超えるものを対象とし、購入総額の 2/3 を補助します。

1 団体あたりの年度内補助上限は 60 万円とします。（積立金は除く）

補助査定：申請に基づき、団体ヒアリングを行いながら学生部で査定します。

【注意事項】

* 申請の機会は下記の通りで、それ以外の受付はありません。

* 消耗品や個人に帰属するものは申請の対象となりません。

* 前年度採用された団体で用具費が未執行である場合、今年度の出願対象となりません。

* 採用発表後は、速やかに採用備品の購入を行い、1 ヶ月以内に申請を行って下さい。期日を過ぎたものは特別な理由を除いて受け付けません。

* 「採用されたもの」と「それ以外のもの」を同時に購入する場合、領収書はそれぞれに分けてもらうようにして下さい。

* 領収書での出金を原則としますが、支払い先の都合上、振込みで支払いを行う場合は、①ATM の振込控え、②請求書もしくは納品書、の 2 点をそろえて領収書の代わりとしますので保管しておいて下さい。

* その他、支払方法については相談に応じますので学生部窓口へ申し出て下さい。

* 今年度から新たに積み立てを希望する団体は別途、学生部窓口へ申し出て下さい。

【2011 年度の用具費補助の申請・査定】

<申請受付期間> 4月20日（水）～5月20日（金）

<申請受付場所> 両キャンパスの学生オフィス、スポーツ強化オフィス（窓口開設時間）

<申請必要書類> ①「学生スポーツ・文化等活動援助金（用具費）申請書（3 枚複写）」（別紙 1）

②申請する用具の規格や内容についての資料（パンフレットなど）

③見積書（購入予定先が発行したもの）

④学術系サークルで文献を申請する際は顧問の文献推薦所見

<査定結果発表> 6月8日（水）13時、両キャンパスの学生オフィス、スポーツ強化オフィス窓口

2. 活動援助費

(1) 遠征費補助

【執行基準】

- ①対象団体：学友会・自治会・中央事業団体・各本部公認団体・学生プロジェクト団体（BKC）
- ②補助上限：1団体あたりの年度内補助総額上限は300万円とします。
- ③補助査定：大会ごとに決算を行い、下記の査定方法によって算出する。全日本レベルの大会参加に関わる経費のうち、交通費、宿泊費（食費除く）、参加費の合計から参加者1人あたりの自己負担額（1万円）を差し引いた額の $\frac{1}{2}$ 相当額、または、以下に定める遠征費上限額で執行する。

【遠征費上限額】（単位：万円）

		参加者数	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人以上
		(予選選抜)	10	20	30	40	50	60
全日本 大会	体育会	(予選選抜)	10	20	30	40	50	60
		(リエントリー)	5	10	15	20	25	30
	学術・学芸・プロジェクト		6	12	18	24	30	30

※海外遠征については、1人あたりの上限を10万円とする。対象となる海外遠征は、学生部が判断を行う。

【注意事項】

- ※遠征期間中の自己負担額が1万円を超えない場合は、補助の対象としません。
- ※定期戦・交歓会等については、補助対象としません。
- ※原則として近畿圏内（京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県）の遠征は対象としません。
- ※遠征後、1ヶ月を経過して申請を行わない団体は、特別な理由を除いて受付けません。
- ※マネージャーについては対象としませんが、大会運営上、参加が必要な場合のみ査定の対象とします。

(2) 運搬費補助

【執行基準】

- ① 対象団体：航空部・ヨット部・カヌー部・ボート部・馬術部・自動車部・学生プロジェクト団体（BKC）・大会出場にあたってトラックでの運搬が必要となる団体（応援団・ジャズクラブ等）
- ② 補助上限：近畿圏外の遠征：機材運搬経費の $\frac{2}{3}$ 相当額または申請一件あたり上限15万円
近畿圏内の遠征：機材運搬経費の $\frac{2}{3}$ 相当額または申請一件あたり上限10万円
- ③ 補助査定：大会（試合）ごとに決算を行い算出します。

(3) 練習場使用料補助

【執行基準】

- ① 対象団体：水泳部・アイスホッケー部・スケート部・スキー部・応援団
- ② 補助上限：1団体あたりの年間上限額は70万円
- ③ 補助査定：使用料の支払方法に対応します。

(4) 保険料補助

【執行基準】

- ①対象団体：山岳部・航空部・ヨット部・スキー部・自動車部・探検部・学生プロジェクト団体（BKC）
 - ②補助上限：1団体あたり1回の費用総額の1/2を援助。年間上限額は5万円
 - ③補助査定：保険料支払金額確定後、保険証券のコピーを添えて申請して下さい。
- ※大会（試合）のみに限らず、テストフライトや試走会など試合に準じるものも補助対象となりますので、事前に学生部窓口へご相談下さい。

(5) 印刷費補助（理論還元活動補助）

【執行基準】

- ①内 容：各団体が年間活動のまとめ・論集を発行する際に補助を行う
- ②対象団体：学友会・自治会・中央事業団体・各本部公認団体・学生プロジェクト団体（BKC）
- ③補助査定：各団体、年1回を限度とし、総額の2/3相当額または上限10万円を補助する
※各本部が発行する年誌については、総額の2/3相当額または上限30万円を補助する

3. 積立金

高額備品を購入する場合などは、学生部と積み立てを希望する団体とが「覚書き」を交わし、それに基づいた金額を複数年で積み立てを行うことができます。

- * 今年度より積み立てを希望する団体は、用具費補助申請の際に申し出て下さい。（事前に学生部窓口へ申し出て下さい）
- * 購入総額の50%を援助し、1団体あたりが年度内に積み立てられる上限は60万円とします。

4. 特別強化援助費

詳細については、該当団体に連絡します。

5. 予備費

予備費から執行するものとして、①各団体の行事などで、予備費による援助が相応しいと判断したものに対して、②年度途中で突発的に起こった課題について学友会費で対応できない場合、③その他、学生部が必要と認めたとき予備費からの執行を判断することがあります。

V. 申請から出金までの流れ

